

起 訴 陪 審 に つ い て

——主として米国の制度

居 林 次 雄

I

刑事訴訟は実体的真実の発見を求めて止まないものであるが、戦後の法律改正によって、札問主義的傾向を弱め、弾劾主義を採り、職権主義の後退と当事者主義の伸張をもってその目的を達成せんとしている。公正な手続が実体的真実の発見への近道であるとする考え方は従来の職権探知主義に馴れた者にとっては必ずしも理解されないものを残している。司法の民主化ということが別の面から要求されると上述の目的といかに調和させたら良いかということが問題となる。民主化ということは司法官憲の独善を排することであると考えれば、実体的真実の発見に寄与するものであるように思われる。

陪審制度はこれらの趣旨を汲んだものとして考えることもできるようである。陪審制は、運用如何によってはかえって害を招くことも考えられ、わが国で採用するには(現在陪審法は停止中であるが)慎重にならざるを得ない。戦後の公安・労働事件でいわゆる法廷闘争とかいう運動があるが、これを陪審制を通しての意思表示に是正できたら幸いであると思ひ、また、当事者主義を徹底する上にも役立つであろうと考え検討してみたい。

陪審制は公判陪審と起訴陪審とに大別されるが、前者は最終的結論部分を引き出すので後者よりも任務が重い。そこでもし試験的に採用してみるには後

者の方が前者を欠く場合には弊害が少い。起訴・不起訴のみを決する起訴陪審は公判において職業裁判官によって補正され得る前提的なものに過ぎないからである。本稿では起訴陪審の現実に採用されている米国の大陪審を紹介しようとするものである。

II

米国の刑事手続では予審を経た後起訴陪審へ付されるのが通常であり、起訴されたものが公判へ進む。わが国が弊害の多いと言われた従来の予審を廃し、起訴は準起訴手続を除き検察官によることとしているので、米国のこの制度はなじめないものである。しかし採用の可能性はあると思う。

大陪審(Grand Jury)と呼ばれる米国の起訴陪審は英本国よりの移入であり、英国の歴史的発展段階を眺める必要がある。英国での起訴陪審の発端は、1166年にヘンリー二世により発せられたクラレンドン条例(Assize of Clarendon)であり、その淵源については種々の説がある。通説はアングロサクソンの先例には基づかずノルマン人によって伝えられた大陸系の制度であるとする。¹⁾

初期の起訴陪審は国王からの要請に答えるために事実を発見し明らかにするという任務を持ち、通常23人程度の市民で構成され、12人以上の賛成がなければ起訴できなかった。この起訴陪審はそのまま公判陪審をも務めていた。

しかし起訴をしておきながら自ら無罪の判決をするのは自己矛盾であるという考え方の普及につれて Grand Jury と Petty Jury に分離、後者のみが公判を担当するようになった。²⁾

起訴は起訴陪審による起訴 (Indictment)、検察官のみによる起訴 (Informatton) 及び私人の訴追 (Appeal) とが並列していたが、私人の訴追は1859年の濫訴防止法 (Vexation Indictment Act) によって制限され、予審 (Preliminary examination) で check されるものとされ Information は軽罪に限られ、主要なものは Indictment によることとされるに至った。

米国においては上述の流れを汲み Indictment と Information による起訴を実施して居るが、連邦憲法修正第5条により起訴陪審による起訴を保障されている関係上英国と異り現存している。英国では、1933年に費用と時間の浪費という訴訟経済上の理由を主たるものとして廃止したが、米国でも次第に簡素化される傾向が見られる。しかし存続論も極めて有力である。

Ⅲ

起訴陪審は有罪とか無罪とかを決するものではない。審理した事件が公判を遂行するのに充分であると思われる程の証拠があるか否かを決するのが大陪審の役割である。³⁾ 私人の訴追を排する代りを為す一面を持つ反面、無実の人が訴追されることのないようにする役目を果す。

歴史的には前述の国王の名において国王のために訴追していた初期の段階から次第に変化して、国王の権力の濫用により人民がむやみに起訴されるのを防ぐことを目的とするようになった。⁴⁾ さらに王権の後退と行政権の増大 (人民による) から権力分立を保障し、人民相互間における悪意のある告発に対し無実を保証する機関とされるに至った。

《もっとも有益な大陪審の機能は犯した罪を検討

するのみならず、告発者と被疑者との間に立って当該告発が信用における証拠に基づくものであるかどうか、悪意特に個人的利害関係による悪意で書かれたものか否かを決することである》⁵⁾

と米国連邦裁判所は判示している。

起訴陪審の陪審員は通常、選挙人名簿、納税記録簿 (tax rolls) から抽選によって選ばれる。⁶⁾ 定数は州によって種々であるが、13州では23人であり、バージニア (7人)、インディアナ (6人)、アイオワ (5人) を除き大体その他は12人程度又はそれ以上である。人種の差別をつけることは許されず、性別も同様に解されている。⁷⁾ 勿論財産保有限度とか教育程度についての制限は無い。

大陪審員についての抽選、選任、召喚、名簿記載の違法は、控訴人が偏見を抱かれたことを証明できない限り判決を取り消すための事由とはならない。⁸⁾ 少数説では不公正とか偏見とかの立証責任を控訴人に負わせるのに反対している。しかし控訴人のために働いたかもしれぬという偶然の要素を裁判所が不当に軽視したと主張するのは妥当でないということから多数説は上述の見解を採る。

米国法律協会刑事訴訟法案第 210 条では以下のような理由のある場合に起訴を取消す申立を許す旨規定している。

- a) 起訴陪審員全員、あるいは個人々々に対し忌避の理由が存在し、かつ起訴陪審員達が宣誓しても被疑者が答弁すべき義務を負わない場合。
- b) 起訴陪審員以外の人が起訴陪審員の審理・評決の場合に出席し、かつそれにより實際上被疑者が害されたと信ずべき正当な理由のある場合。
- c) 起訴陪審員のうち必要なだけの人数が起訴認定に賛成しなかった場合。
- d) 起訴陪審が犯された罪を調査する権限を持たない場合。

いずれにしても、時機に遅れた異議の申立は却下される。

IV

起訴陪審員は法廷において宣誓を為し、手続の秘密を保ち、悪意を持つことなく審理することを誓う。判事は陪審員に審理に必要な事項につき助言することができる。審理は通常、検察官の起訴状（案）につき行なわれ、必要な証拠が示され、根拠のあるものであるか否かを検討する。訴状の理由があるとして12人以上の陪審員が評決で賛成すれば true bill と保障され、陪審長の署名が為される。否決されると No bill とされ事件はここで打ち切られる。

検察官の起訴状によらず起訴陪審員が自ら知り得た知識から告発することも可能であり Presentment と呼ばれ区別する。起訴陪審の審理は告発者側のみの一方的審訊が行なわれ、証拠法則に捉われない。陪審員達は被疑者に対する絶体的乱問権を持つ。

数州においては、起訴陪審の権限は或程度制限されており、ペンシルバニア州では公知の犯罪及び検察官によって提示された犯罪以外は起訴できないとされている。⁹⁾ また予審を経ることを必要条件としている州もある。¹⁰⁾ ニューヨーク州やカリフォルニア州では証人の喚問令状を発するよう検察官に指示できるとする州法が制定されている。¹¹⁾ 一般に起訴陪審の管轄権は所属する裁判所のそれと一致する。何らかの犯罪ありやとの推論を立てて一般的に調査はできない。不当な捜査・押収による証拠に基づく事実認定は望ましくない。起訴陪審が憲法上の保障に違背して権限濫用を為す場合は裁判所による勧告、または禁止令状 (Writ of Prohibition) が発せられる。¹²⁾

起訴陪審での証人は正当な理由なくして質疑を拒絶した場合法廷侮辱として取扱われる。法廷侮辱は裁判所によって取り扱われ、その陪審が扱うものではない。証人に対し被疑者が反対尋問をする権利は起訴陪審が一方審訊であることからして認められていない。以上のような原則で審理を為し、適法な証

拠から判断して無罪の可能性が濃厚であり他に適当な事由も示されないならば No bill とすべきである。しかし当該事件の重要な要素となる合法的な証拠のある場合に不法な証拠がその他にあったという理由では当該起訴は無効とはならない。¹³⁾

V

起訴陪審員は秘密を守ることを宣誓する。これは以下のような理由に基いている。

- (1) 偽証罪による買収を回避するため
- (2) 被疑者の逃亡を回避するため
- (3) 起訴陪審室における、手続の自由を保障するため
- (4) 告訴が提訴されているということを大衆に知らせて無実の者の名誉を損じないよう保護するため……等々である。

最初の二つの配慮は大陪審手続が終了し、起訴が認定され、当該事件が公判に付された場合には必要でなくなる。第3番目のものは、告発の自由及び陪審員の良心的行動を促すために必要なものである。それ故告発の他の利益のために重要であると思われる場合には秘密を維持できなくとも止むを得ない。最後のものは被疑者が調査せられたり、審問されたりして一旦知られるようになるとその重要性を失う。しかし起訴陪審では被疑者の審問は必要事項ではないから、秘密裡に審理され不起訴となった場合、この秘密の保持は当該被疑者にとって極めて有益に作用するものである。

起訴陪審員は具体的に大陪審で起ったことを証言できないし、証人も同様である。両者について秘密を保持するようになければ実効性がないからである。コモンローでは真実を述べる旨を宣誓すれば足りたのであり、秘密を守ることまで要求しなかった。しかし、連邦起訴陪審へ出席する証人は連邦の制定法が規定していなくとも公益上の要請から秘密を守る義務があると判示した判例¹⁴⁾ が出るに及ん

で解決された。現在37州がこれに従っている。

例外的に米国法律協会刑事起訴法案では、

《単なる個人的告訴というよりも不正行為のあったすべてのからくりを公益上から暴露する必要がある場合は、起訴陪審室で起ったことを発表しても良い》

としている。

審理の秘密に関連して議事録の問題がある。コンローでは審理の総べての記録をとることは必ずしも必要ではなかったが¹⁵⁾、一般的に言って記録の作成は望ましいものであるとされる。秘密の原則から記録は公開されないが、公判における被告人が防禦に必要な場合、裁判所の許可を得て閲覧できる。この許可は裁判所の自由裁量の範囲に属している。被告の公判準備の助けとして閲覧できるかどうかについては意見が分たれている。¹⁶⁾

前任の起訴陪審の議事録に関しては後任の起訴陪審では閲覧許可を与えることはできないし、裁判所も同様である。¹⁷⁾しかし地方検事に対する告訴を調査するために知事が任命した委員は議事録の閲覧ができる。また起訴陪審が起訴するのを誤った事件がないかどうか再調査するために Police commissioner も閲覧できる。

VI

起訴陪審が最初の審理において起訴しなかった事件を再審理して後から起訴できるかどうかは興味のある問題である。起訴陪審の審理そのものが既に被疑者の裁判を為しているとする考え方をとれば（検事が大陪審員に対し被疑者の有罪であることの立証をなす役割を負うと考えれば、陪審員に有罪の心証を与え得なかった検察官の敗北であって）、再審理は被疑者を二重の危険（double jeopardy）に陥し入れることになり許されないことになる。

しかし起訴陪審の審理は裁判所による審理そのものとは考えられず、実体関係について判断するもの

でなく、一方当事者のみを審訊するものであるから未だ被疑者を刑罰を受くべき段階まで導いたとは考えられず double jeopardy にあてはまらないと考えるのが妥当である。学説・判例は再審理の自由を認めている。¹⁸⁾再審理は被疑者に悩みを繰り返させることとなるので裁判所の許可を要する。裁判所によって却下された条件を再調査するには、その一つ一つについて裁判所の許可を要する。

1920年から1930年までの間起訴陪審で不起訴となったものは、ニューヨーク市、シンシナティ、クリーブランドで重罪逮捕者の12%であり、¹⁹⁾この数字は予審で排除される事件に比し遙かに少い。（ニューヨーク市の予審では55%が排除された）。米国全体では平均同年代に18.5%が起訴陪審で不起訴となっている。

VII

起訴陪審制度は極めて形式的で責任の所在も不明確であり、起訴陪審を不可欠とする歴史上の情勢も本質的に変って来て居り無用であるとする説も有力である。

《国王や領主の専制の時代には起訴陪審が人民の自由を守る制度として有意義であった。今日、裁判所は行政権に対して責任を負わないし、また政治上の全制度から行政上の専制政治に対して適当な保護が与えられている。その上起訴陪審は秘密裡に審理し、また告発者側の証拠のみを審訊するので被疑者は自分自身を防ぐ機会を与えられていない。予審では被疑者が出席して行なわれるので起訴陪審は被疑者にとって不利である》²⁰⁾と廃止説では主張する。

起訴陪審員は検察官の意見に頼り、めくら判を押すのみであるともいわれる。²¹⁾反面検察官は自分自身の裁量で意思表示をするにも拘らず、起訴陪審に責任をかぶせるという面に逆用されており、その上性急な根拠薄弱な告発にも影響され易い²²⁾ともい

VIII

われる。また予審と大陪審と公判との段階を経ると時間的にも経費の面でも浪費である。訴訟の遅延は刑罰の効果を半減させる。証人が分散し取り調べが困難となり、被疑者を不安定の状態に長くおき不利益である。陪審員の任期は最大18ヵ月とされているが、その間、自己の生業を犠牲にしなければならない。……等々が起訴陪審制への非難である。

今日、米国においては起訴陪審制度の改革を計りつつあり、手続の複雑化を避け、起訴陪審の放棄を認め、有能な陪審が選ばれるよう配慮し、証人の召喚を最少限にするよう努力している。戦後に至って Indictment の代りに Information をもってしようとする動きも見られる。これには検事の権限濫用が起るのではないかと心配されている。Roscoe Pound は検事の権限濫用は大都市で多いと指摘している。²⁸⁾これは行き渡った世論の抑制というもの大都市にはないからであるとする。

起訴陪審は官僚主義に対する素人の抑制・贈収賄の防止及び一般に起訴の主導的活動を監督し、制禦する市民の機関として有意義であるというのが存置論の主張である。米国の訴訟の遅延は開廷期が区切られて居る関係であって起訴陪審の影響は少く、また統計的にみても起訴陪審で不起訴にする事件が或程度存在し、これは無視できない程度であると考えられ、さらに費用の面ではこの程度の費用は法治国民として当然負担すべきものである……と存置論では反論する。

《個人の人権が多くで行政権の意思に完全に従う場合及び行政権の拡張により個人の人権を危険にするという恐怖が起った場合に、人民の大部分が行政権の独裁に対する防禦物として起訴陪審を考えていく限り、起訴陪審を排除しようとする試みは愚かである。我々の関心は今やいかなる制度形体が憲法上可能であり望ましいかを探求することである》²⁴⁾

というのが米国の大勢である。

起訴陪審の最大の目的は本来公判に付さるべきでない無実の人をふるい落とすことにあり、これが人権の保障に役立つことは言うまでもない。附随的な面として犯罪を犯したにも拘らず免れようとするものを公判に付すべき作用もする。しかしこれは主として検察官の役割である。我国ではこれを早急にとり入れようとする世論はないようである。これは起訴さるべきでない事件が起訴されているという事例が僅少であることと、一方、起訴陪審というものを理解していない人が大部分であるということに起因する。さらに国民の権利意識、とくに基本的人権についての認識が欧米諸国程にたかまっていなかったことにもよる。そういう意味では陪審制を採用して国民の法治思想をたかめることも得策であると考えられる。

現今の我国の裁判の有様は残念ながら能率良く行なわれているとは言えない状態である。ここで起訴陪審制を採用すれば一層裁判の滞滞に拍車をかけることにもなりかねない。さらに費用の面でも貧弱な予算では済まされない。現在検事による起訴が不当でない以上、かかる不利益を押しつけてまで起訴陪審制をとり入れねばならぬという事情は存しないとも考えられる。しかし行政権が現在以上に強大となり、やがて司法権を圧迫するようなことになれば（現在その懸念はないが）現行の行政官としての検事は果して公正妥当な起訴・不起訴ができるか否か疑問である。米国においてもこの点を心配して存置していることを忘れてはならない。

公務員関係の犯罪、政治犯、思想犯においては行政権の圧力が働き易いものであり、起訴陪審制はこの面で有効である。反対に検察ファッショを防ぐ意味において起訴陪審制は威力を発揮するものであり、権力分立を可能ならしめる作用を為すものとして適当である。

結局緊急に取り上ぐるべき問題ではないが、国民

の法律認識を高める意味合いでは実施してみるのも一策であろうということになる。ただ、現在の裁判が一般国民に理解され難い部面を持つものであるから陪審制をとり入れ、この素人裁判官に納得のいく

説明をすることによって判決が為されるということになれば、これはとりもおおざ素人裁判官と同水準にある国民大衆にも納得のいく判決となる訳でこの点で意義がある。

-
- 1) Stephen; A History of the Criminal Law of England. 244.
 - 2) Orfield; Criminal Procedure from Arrest to Appeal (1941), p. 139.
 - 3) Wood and Wait; Crime and Its Treatment (1941), 413.
 - 4) 88 Col. L. Rev. 1493.
 - 5) Hale v. Hekel, 201 U. S. 43, 20 Sup. Ct. 370, 50 L. Ed., 652 (1906).
 - 6) Morse; A Survey of the Grand Jury System (1931) 10 Ore. L. Rev. 217.
 - 7) People v. Jensen 167 Pac. 406. (Cal. App. 1917).
 - 8) Gravitt v. State, 279 Pac. 968 (Okla. Cri. App. 1929).
 - 9) Wharton; Criminal Pleading and Practice (9th ed. 1889) p. 230.
 - 10) Keigwin; Cases in Criminal Procedure (1939) 167, 241.
 - 11) (1938) 17 N. C. L. Rev. 43, 51.
 - 12) Baker v. State, 183 Ind. 1, 5, 108 N. E. 7, L. R. A. 1915 D., 1061 (1915).
 - 13) Friscia v. U. S., 63 F. (2d) 977 (C. C. A. 5th, 1933).
 - 14) Goodman v. U. S., 108 Fed. (2d) 516 (C. C. A. 9th, 1939), (1940) 14 So. Calif. L. Rev. 80.
 - 15) Wigmore; Evidence (3rd ed. 1940) §§2360~2362.
 - 16) People v. Kressel, 142 Misc. 88, 254 N. Y. Supp. 193 (Sup. Ct. 1931)〔肯定〕, People v. Coney Island Jockey Club, 68 Misc. 302, 123 N. Y. Supp. 669 (Sup. Ct. 1910)〔否定〕.
 - 17) Man v. Delaware, L. & W. R. R., 99 Misc. 358, 163 N. Y. Supp. 1050 (Sup. Ct. 1917).
 - 18) Bishop; New Criminal Procedure (2d. ed. 1913) 668.
 - 19) Moley; Politics and Criminal Prosecution (1929) 28.
 - 20) Elliff; Notes on the Abolition of English Grand Jury (1938) 29, J. Crim. L. 3, 16.
 - 21) Mose; A Survey of the Grand Jury System (1931) 10 Ore. L. Rev. 379.
 - 22) Hall; "Analysis of Criticism of the Grand Jury" (1932) 22 J. Crim. L. 692.
 - 23) Pound; Criminal Justice in America (1930) 149—151.
 - 24) McClintock; Indictment by a Grand Jury (1942) 26 Minn. L. Rev. 153, 156~157.